

保護者の皆様

認可外保育施設利用補助金申請後の手続きについて（御案内）

認可外保育施設利用料補助金の今後の手続きについて、下記のと通りの予定しておりますので、ご承知おきください。

記

1. 補助額の決定および補助金の交付方法

申請月の翌月末までに刈谷市認可外保育施設利用料補助金交付決定通知書により通知します。申請月以降は、毎月、『認可外保育施設利用料補助金実績報告書兼請求書』を、翌月5日までに利用している施設または子ども課へ提出してください。補助金は毎月利用月の翌々月の末日までに、指定の金融機関の口座へ振り込みます。

※「認可外保育施設利用料補助金実績報告書兼請求書」様式内の申請者氏名及び印鑑は、申請時の保護者氏名及び同一印鑑にて記入及び押印をお願いします。（裏面記入例を参考にしてください。）

※住所等の申請内容に変更が生じた場合は、必要な書類等を別途案内しますので、子ども課へご連絡ください。

2. その他

交付決定後についても、次に該当するときは交付の決定を取り消します。また、場合によっては交付済みの補助金の返還を請求することがあります。

- ・認可保育所へ入所したとき
- ・認可保育所の申込みを取り下げたとき
- ・認可保育所の入所決定後、入所を辞退したとき
- ・認可外保育施設利用料の支払いをしていないとき
- ・その他交付決定した内容から変更が生じ、交付条件に該当しなくなったとき

（連絡先 刈谷市役所次世代育成部子ども課管理係 電話 0566-62-1014）